

■ 建設業許可の申請・届出に関する確認資料（岐阜県知事許可）

(H28.11.1)

岐阜県知事への建設業許可の申請・届出に際しては、以下の確認資料を申請書等と別綴して1部提出して下さい。  
 なお、下記の資料で確認ができないときは、他の資料を提出していただく場合もあります。

**申請・届出区分別 確認事項一覧**

確認事項	申請・届出区分				許可申請								変更届出			
	新規	般・特 新規	業種 追加	更新	営業所 新設等	経営 管理者	専任 技術者	令3条 使用人	新任 役員等	国家資 格者等	事業年 度終了					
1 申請書記載事項（申請者氏名等）	*1	○	○	○												
2 役員等確認表	○	○		○	○			○	○							
3 営業所要件（本店・支店）	○	△*4		○	○											
4 常勤性	○	○	○	○	○	○	○*2	○			△*6					
5 資格、経験等																
(1) 経營業務の管理責任者	○	○	○			○										
(2) 専任技術者、国家資格者等	○	○	○	△*3	○		○			○	△*7					
(3) 令第3条に規定する使用人	○	○	○	○	○			○			△*6					
6 一般建設業許可の財産的基礎又は金銭的信用	○	△*5	△ *5													
7 健康保険等の加入状況	○	○	○	○							△*6					
8 法人番号（番号の指定を受けた者のみ） *6	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					

\*1 申請書に原本を添付するため、確認資料としては不要 \*2 技術者資格の変更のみの場合については、省略可

\*3 提出済み認定書等の有効期限が到来している場合のみ \*4 更新時期における般・特新規のみ

\*5 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のない場合に提出 \*6 提出済の書類から変更がない場合は、省略可

\*7 国家資格者等のみ。提出済の書類から変更がない場合は、省略可

**1 申請書記載事項（申請者氏名等）の確認**

法人：商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの。写し可。） \* 新規申請時は原本を正本に添付。

個人：不要 \* 申請書に添付する登記されていないことの証明書及び身分証明書で氏名等を確認できるため。

**2 役員等確認表**

役員等（申請書 別紙一に記載した者）、令第3条に規定する使用人、個人事業主及び支配人について、役員等確認表に記入し、提出して下さい。（新任の役員等の届出の場合は、該当者のみ記載して下さい。）

**3 営業所要件の確認（本店及び支店）**

(1) 営業所の所在地付近の案内図

\* 営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図。

(2) 営業所の写真

\* 営業所の全景（看板・表札等を含む）、入口、内部（什器・電話）、許可票（新規、営業所の新設を除く。記載内容が判読できるもの）が確認できるもの。

(3) 営業所の所有状況の確認

**○建物が自社（自己）所有又は法人の場合の役員名義、個人の場合の親族名義等の場合**

建物の不動産登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）又は固定資産評価額証明書、固定資産税課税明細書等の写し。

\* 建物の登記がない場合（所有又は賃貸した土地にプレハブを設置している場合等）は、土地の登記簿謄本等又は土地の賃貸借契約書等の写し。

**○建物又は事務所が賃貸等の場合**

賃貸借契約書又は使用貸借契約書又は貸主の使用承諾書等の写し

\* 賃貸借契約等が自動更新の場合は、直近3 か月分の家賃支払状況が分かる書類も添付して下さい。

**4 「経營業務の管理責任者」「専任技術者」「令第3条に規定する使用人」の常勤性の確認**

① 勤務状況が確認できる資料

○法人の場合

健康保険被保険者証の写し \* 新規採用者は、受付印のある資格取得届も可。

健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合（厚生年金のみ適用）は、国民健康保険被保険者証及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書の写しを提出して下さい。

## ○個人事業者の場合

### (1)事業主本人

#### 国民健康保険被保険者証の写し

### (2)常時5人以上の従業員を使用する事業所(社会保険強制適用事業所)の従業員

#### ① 事業主の家族である従業員 (社会保険の適用除外である場合に限りです。)

#### 国民健康保険被保険者証の写し、申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

\*月16日以上勤務が必要です。

#### ② 上記以外の従業員

#### 健康保険被保険者証の写し \* 新規採用者は、受付印のある資格取得届も可。

健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合(厚生年金のみ適用)は、国民健康保険被保険者証及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書の写しを提出してください。

### (3)常時使用する従業員が5人未満の事業所に勤務する従業員

#### 国民健康保険被保険者証の写し、申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

\*月16日以上勤務が必要です。

## ○上記で確認できない場合 (下記のいずれか)

- ・ 出向者: 健康保険被保険者証、出向辞令書等及び出向先での勤務状況が確認できる書類
- ・ 従業員: 国民健康保険被保険者証、申請直前3か月分の賃金台帳及び出勤簿
  - \* 新規採用者の場合は、申請時には雇用契約書を提出し、1か月後に出勤簿及び給与支払が確認できる資料を提出して下さい。
- ・ 専従者: 国民健康保険被保険者証及び直近の確定申告書(専従者の欄に記載のあるもの)
- ・ 役員: 国民健康保険被保険者証及び直近の確定申告書(表紙及び役員報酬内訳)
- ・ 後期高齢者等(75歳以上の方): 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届 等

## ② 現住所(通勤圏内の居住)が確認できる資料

住民票、運転免許証、本人宛の公共料金の請求書、本人名義の賃貸借契約書等の写し

- \* ①の書類で現住所が確認できる場合は、省略可。
- \* 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は受付できません。

## 5 資格・経験等の確認

### (1)「経營業務管理責任者」としての経験の確認

経營業務の管理責任者証明書に記載した「経験年数」のうち 5年間(他業種の経験の場合 7年間)について経験(地位、年数、業種等)を確認するための下記資料を提出して下さい。

#### ○法人の常勤役員の経験

##### ① 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

登記事項証明書で業種が確認できない場合は、契約書又は注文書等の写しを提出していただきます。  
提出は、対象期間において各年1件以上です。

\*契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できない書類(見積書、請求書等)は不可

#### ○個人事業主の経験

##### ① 対象期間分の所得税の確定申告書の写し

\*原則、税務署の受付印のあるもの

(電子申告の場合は、申請、受信通知画面を印刷したもの等、適正に受付されたことがわかるものを添付)

##### ② ①により業種が確認できない場合は、契約書又は注文書等の写し

提出は、対象期間において各年1件以上です。

\*契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できない書類(見積書、請求書等)は不可

#### ○令第3条に規定する使用人の経験

##### ① 行政庁の受付印がある許可申請書、変更届出書の写し

\* 過去に建設業許可業者において経營業務管理責任者を務めていた方について、その当時の許可申請書類を確認資料としたい場合には、個別にご相談ください。

\* 経營業務の管理責任者の補佐経験(7年)に関する確認資料については、個別にご相談下さい。

## (2) 「専任技術者」「国家資格者等・監理技術者」の資格の確認

\* 更新の場合、提出済み認定書等の有効期限が到来している場合のみ。

### ○国家資格の場合

#### ① 国家資格の合格証明書、免許証等

写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

\* 実務経験が必要な資格の場合は、「実務経験証明書」も申請書等に添付する必要があります。

\* 「電気工事士免状(第1種、第2種)」、「消防設備士免状(甲・乙)」及び「監理技術者資格者証」については、法により現場での携帯等が義務付けられており、申請、届出時に原本を提示することが困難であるため、原本の提示は不要です。代わりに原本証明をした写しを提出してください。

### ○大臣特認の場合(特定建設業 法第15条第2号ハ該当)

#### ① 国土交通大臣の認定書(現在有効なもの)

写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

### ○実務経験の場合

「実務経験証明書(様式第9号)」を申請書に添付するとともに下記資料を提出して下さい。

\* 実務経験期間の重複は認められません。

法第7条第2号ロ該当の場合、1業種ごとに10年の実務経験が必要です。(2業種の場合 20年)

#### ① 実務経験内容を確認できる資料

「実務経験証明書」において、業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書等の写しを提出していただきます。

\* 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できない書類(見積書、請求書等)は不可

#### ② 指定学科の卒業証明書(法第7条2号イ又はH17 国交省告示第1424号第2号、第3号該当の場合)

卒業証明書の場合は、原本を申請書に添付して下さい。

卒業証書の場合は、写しを申請書に添付するとともに、原本を提示して下さい。

### ○指導監督の実務経験の場合(特定建設業 法第15条第2号ロ該当)

「指導監督の実務経験証明書(様式第10号)」及び国家資格者証の写し等を申請書に添付するとともに下記資料を提出して下さい。

#### ① 「指導監督の実務経験証明書」に記載した全ての工事に係る契約書又は注文書等の写し

\* 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できない書類(見積書、請求書等)は不可

### ○監理技術者資格者の場合

監理技術者資格者証の写し

\* 過去に建設業許可業者において専任技術者を務めていた方について、その当時の許可申請書を確認資料としたい場合には、個別にご相談ください。

\* 経營業務管理責任者及び専任技術者に関する外国での実務経験等の大臣認定については、詳しくは国土交通省HP等をご確認ください。

## (3) 「令第3条に規定する使用人」の権限の確認

① 委任状、辞令書等の写し(見積・契約締結権限を有していることが確認できる資料)

## 6 一般建設業許可の財産的基礎の確認 [一般建設業の新規申請、般特新規、業種追加の場合]

### ○申請時の直前決算期における貸借対照表において、自己資本の額が500万円未満の場合

申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書

\* 証明書記載の証明日(証明書の発行日でない)が申請直前1か月以内のもの。

\* 申請時の直前決算期における貸借対照表において、自己資本の額が500万円以上の場合には省略可。

\* 般・特新規、業種追加については、直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のない場合に提出。

\* 特定建設業については、財務諸表により確認を行うため確認資料は不要。

## 7 健康保険等の加入状況の確認

### (1) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)関係

\* 下記のいずれかを提出してください。

・ 直近の領収証書(写し)

・ 社会保険料納入証明書(写し)

・ 健保・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(写し)

(健康保険被保険者の適用除外の承認を受けて国保に加入している場合は、健康保険の適用除外承認書(写し)又は適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書)

**(2)雇用保険関係**

\*下記のいずれかを提出してください。

- ・直近の労働保険概算・確定保険料申告書(写し)及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書(写し)
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)(写し)

**8 法人番号の確認**

国税庁から送付された法人番号指定通知書(写し)又は国税庁法人番号公表サイトの法人情報の画面を印刷したものの

\* 国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>